

エネルギー憲章条約（ECT）改正条約の暫定的適用

－気候変動の緩和や適応等のための規制権限の再確認及び化石燃料関連投資の新たな取扱い－

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025 年 8 月 25 日号

執筆者:

富松 由希子

y.tomimatsu@nishimura.com

前田 基寛

m.maeda@nishimura.com

石戸 信平

s.ishido@nishimura.com

角田 宗信

h.tsunoda@nishimura.com

I はじめに

2024 年 12 月 3 日に開催されたエネルギー憲章会議第 35 回会合（以下「第 35 回会合」）で採択されたエネルギー憲章条約（Energy Charter Treaty（ECT））¹の改正条約の一部規定が、2025 年 9 月 3 日から暫定的に適用²されるようになります。ECT は、投資の促進及び保護に関する規律、並びに、投資家と国との間の紛争解決手続を含み、日本企業においても利活用の実績のある、エネルギー分野における重要な条約です。[2024 年 12 月 11 日付のニュースレター](#)でもご紹介したように、ECT 改正条約では、（1）水素やアンモニア等の新たなエネルギー原料に対する本条約上の投資保護規律の適用、（2）投資保護に係る締約国の義務の明確化、（3）国家の規制権限の再確認、（4）投資家と国との間の紛争解決（手続の詳細の明文化）、（5）持続可能な開発と企業の社会的責任に係る規定の新設等に係る規定等が盛り込まれ、また、一部の締約国域内における化石燃料関連の投資については、改正条約の発効等から一定の期間以降、基本的には投資保護規律の適用対象から除外されることとなりました。

ECT に基づいて申し立てられた投資仲裁は 2025 年 8 月 1 日時点で 172 件に上り³、日本企業も少なくとも 4 社が ECT に基づき仲裁を申し立てています⁴。このような利活用の実績があることから、投資保護及び紛争解決に関する規定に焦点が当てられがちですが、ECT 改正条約は（1）正当な政策目的のために規制を行う国家の権限及び（2）持続可能な開発の目的に寄与するようなエネルギー分野での国際貿易及び国際投資を発展させるコミットメントを再確認しているところ、投資財産及び投資家に対し付与される保護の範囲を定める規定は、そのような締約国の権利及び義務に照らして理解する必要があります。

そこで、本ニュースレターでは、2025 年 9 月 3 日から改正条約の一部規程がどのように暫定的に適用されるかを説明したうえで、気候変動の緩和・適応や持続可能な開発に係る締約国の権利及び義務を再確認する規定を概観するとともに、化石燃料に対する投資保護を排除することを可能とした「柔軟性メカニズム」

¹ 2024 年 12 月の第 35 回会合で採択された改正条約による改正前の条約を本ニュースレターでは「現行条約」といいます。

² 条約が効力を生ずるまでの間の暫定的な適用のこと（ウィーン条約法条約 25 条参照）。

³ 国連貿易開発会議（UNCTAD）が作成する投資仲裁に関するデータベース（[Investment Dispute Settlement Navigator | UNCTAD Investment Policy Hub](#)）に基づくものです。エネルギー憲章会議事務局は、2023 年 12 月 1 日時点の情報として、162 件の仲裁が申し立てられていたと発表しています（[Statistics - Energy Charter Treaty](#)）。この中には、ECT のみに基づいて申し立てられた仲裁と、ECT 及び他の投資関連協定に基づいて申し立てられた仲裁が混在しています。

⁴ いずれもスペインの再生可能エネルギーに係る措置に起因する紛争が ECT の規定に基づき国際仲裁に付託されたものです。

に基づいて行われた欧州の一部締約国・地域の選択の内容をまとめます。そのうえで、ECT 改正条約の下での投資保護の範囲に関する示唆につき検討します。

II 2025 年 9 月 3 日からの改正条約の暫定的適用

第 35 回会合で採択された改正条約には、(1) ECT 本体 (2) の附属書との対比でこのようにいいます。) の改正及び (2) 同条約附属書の修正及び技術的変更が含まれます⁵。ECT 本体の改正は、締約国の少なくとも 4 分の 3 が批准書、受諾書面又は承諾書を寄託者（現在はエネルギー憲章会議事務局）に寄託した後 90 日目の日に、当該改正を批准、受諾又は承認した締約国との間で効力を生ずるとされています（現行 ECT42 条 4 項）。同条約附属書については、同会合での決定に従い、附属書 NI のセクション A 及びセクション B の修正は 2025 年 9 月 3 日に効力を発生するのに対し、附属書 NI のセクション C の修正及びその他の附属書の修正/変更は、ECT 本体の改正が効力を発生する日に、当該改正を批准、受諾又は承認した締約国との間で効力を生じます。

第 35 回会合ではまた、ECT 改正並びに附属書 NI のセクション C の修正及びその他の附属書の修正/変更につき、暫定的に適用される旨決定されました。暫定的適用を受け入れることができない締約国は 2025 年 3 月 3 日までにその旨の宣言を寄託者に送付することができるとされていたところ、日本、エストニア⁶、オランダ、スイス、チェコ、フィンランド、ベルギー、ラトビア、リヒテンシュタイン及びリトアニア⁷が暫定的適用を受け入れることができない旨の宣言をしました⁸。これらの締約国とそれ以外の締約国との間では、現行条約の規定のみが引き続き適用されることとなるため、日本と他の締約国との間でも現行条約のみが適用されます。

興味深いのはオランダによる宣言です。オランダは 2024 年 6 月 28 日に ECT からの脱退を通告しており、1 年後の 2025 年 6 月 28 日にその効力が発生しましたが、既に脱退通告を行っていることを理由として、2025 年 3 月 3 日に暫定的適用を受け入れることができない旨の宣言を行いました。脱退の通知を行った締約国等⁹については、「この条約の規定」が、脱退の効力が生ずる日に形成されていた投資財産について、同日から 20 年間引き続き適用されます（ECT47 条 3 項）。2024 年 12 月 3 日の採択後、かつ、暫定的適用の効力発生前（2025 年 9 月 3 日より前）に脱退の効力が生じる締約国について、脱退時から適用される「この条約の規定」が現行条約のみであるのか、又は ECT 本体の改正及び附属書の修正/変更が含まれるか否かについては、第 35 回会合の採択文書は何ら明確にしていません。ただし、採択後に脱退の効力が生じるオランダが暫定的適用を受け入れることができない旨を宣言したことは、裏を返せば、宣言をしなければ、脱退の効力発生後も暫定的適用を行うことができると理解していたと捉えることもでき、この論点は、この国家実行も視野に入れつつ分析を行う必要があります。

⁵ 第 35 回会合では、ECT 本体の改正を記録する [CCDEC202412](#)、附属書の修正及び技術的変更を記録する [CCDEC202413](#)、ECT に関する了解、宣言及び決定の変更を記録する [CCDEC202414](#)、並びにそれらの効力発生及び暫定的適用に係る規定を記録する [CCDEC202415](#) の 4 点の決定が採択されました。

⁶ エストニアの通知は、必要な国内手続が終了して合意の旨を明示的に通知した時点で暫定的適用を行うと述べています。

⁷ リトアニアは 2025 年 8 月 7 日に脱退する旨の通知を書面にて行い、2026 年 8 月 8 日に脱退の効力が生じます。

⁸ エネルギー憲章会議事務局のウェブサイトには 2025 年 8 月 1 日時点で掲載されているものです。

⁹ ECT 締約国のうち、イタリア、スロベニア、ドイツ、フランス、ポーランド及びルクセンブルグについては ECT 改正条約の採択前に脱退の効力が生じており、第 35 回会合にも参加していませんでした。英国、オランダ、スペイン、ポルトガル、EU 及び Euratom については、第 35 回会合の後、2025 年 9 月 3 日までに脱退の効力が生じ、デンマークの脱退の効力は 2025 年 9 月 4 日に発生します。

III 気候変動の緩和・適応を含む正当な政策目的のための規制権限の再確認

「Right to Regulate」（規制を行う権利）という表題の付いた改正条約 16 条は、気候変動の緩和及び適応を含む環境の保護及び公衆衛生、安全又は公序良俗の保護を含む正当な政策目的を達成するために締約国が域内で規制を行う権利を再確認しています。ただし、同条は締約国に広範な裁量を与えるとする条項ではなく、目的が正当なものであること及び規制や措置がその目的を達成するものであることを締約国が示す必要があり、この点につき争いがある場合は客観的に判断がなされることが考えられます。

間接収用を定義する改正条約 13 条 4 項も、公衆衛生、安全、環境（気候変動の緩和及び適応を含む。）等の正当な政策目的のために構築ないし採用される非差別的措置は、当該措置が明白に過剰であるといえるほど影響が深刻であるという稀な状況でない限り、間接収用に当たらないと規定しており、国家の規制権限を投資保護との関連で再確認しています。

IV 持続可能な開発に関するコミットメントの再確認

現行条約で「環境上の側面」という表題が付いていた 19 条は、「持続可能な開発」という表題に改定され、持続可能な開発の目的に貢献するような形でエネルギー関連分野における国際貿易及び投資の発展を促進するという締約国のコミットメントを再確認するとともに、環境及び労働に関する多国間協定に基づく締約国のそれぞれの権利及び義務を再確認しています。新たに加えられた 19 条 Bis「気候変動及びクリーンエネルギーへの転換」においても、UNFCCC 及びパリ協定下の義務を履行し、低排出でクリーンエネルギーで資源を効率的に活用する経済への移行を加速させることへのコミットメントが再確認されています。

持続可能な開発に関する新たな規定の解釈及び適用に関する締約国間の紛争については、改正条約 30 条 Bisがこの種の紛争に特化した紛争解決枠組みを規定しています。注目すべきは、締約国が外交交渉により紛争を解決することができないまま 6 か月が経過し、12 か月以内に他の紛争解決手段が開始されない場合は、一方締約国はエネルギー憲章会議事務局長に当該紛争を付託できることで、その場合、事務局長は、双方締約国と協議の上、調停者を任命し紛争解決をゆだねることができるようになります。

V 柔軟性メカニズム：化石燃料に対する投資保護の排除

現行条約及び改正条約は共に、「エネルギー分野における経済活動」に関連する資産が「投資財産」として保護の対象となると定めています。「エネルギー分野における経済活動」の定義には、附属書 EM/EM I に掲げられたエネルギー原料及びエネルギー産品（ただし、附属書 NI に掲げられたものを除く。）の探査、採掘、精製、生産、貯蔵、陸上運送、輸送、分配、貿易、マーケティング又は販売についての経済活動が含まれますが、2024 年 12 月の附属書 NI の修正により、一部の締約国においては、保護対象の範囲が縮小することとなります。

修正附属書 NI は、（1）現行の附属書 NI と同じエネルギー原料及びエネルギー産品を列挙するセクション A、（2）ECT 締約国である EU 及び EU 加盟国、スイス並びに英国のそれぞれの域内で 2025 年 9 月 3 日以降に行われる投資に関し、「エネルギー分野における経済活動」の定義から除外されるエネルギー原料及びエネルギー産品を列挙するセクション B、及び（3）ECT 締約国である EU 及び EU 加盟国並びに英国のそれぞれの域内で 2025 年 9 月 3 日より前に行われた投資に関し「エネルギー分野における経済活動」の定義

から除外されるエネルギー原料及びエネルギー産品を定めるセクション C により構成されています。

したがって、修正附属書 NI のセクション B 及びセクション C に基づき、保護の対象から除外される主なものは下記の表のとおりです¹⁰。なお、改正条約採択日（2024 年 12 月 3 日）と暫定的適用開始日（2025 年 9 月 3 日）の間に脱退の効力が発生した EU、EU 加盟国の一部及び英国に関し、脱退の効力発生前に行われた投資に対しセクション C の規定を援用して保護の対象から除外することができるか（又はセクション C を適用することはできず、現行条約の下での投資保護義務を負い続けることとなるのか）は附属書 NI それ自体では明らかにされておらず、更なる分析を必要とします。

投資受入国となる締約国	除外される主なエネルギー原料及びエネルギー産品	左記の投資受入国への投資時期	保護の対象から除外されるタイミング ¹¹
EU 及び EU 加盟国	石炭、天然ガス、石油、石油製品 水素（低炭素水素及び再生可能エネルギーを使った水素を除く ¹² 。） 合成燃料（低炭素燃料を除く。）	2025 年 9 月 3 日以降	2025 年 9 月 3 日以降
スイス	水素（低炭素水素及び再生可能エネルギーを使った水素を除く。） ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量が大幅に削減されていない合成燃料		
英国	石炭、天然ガス、石油、石油製品 水素（低炭素水素を除く。）		
EU 及び EU 加盟国	石炭、天然ガス、石油、石油製品 水素（低炭素水素及び再生可能エネルギーを使った水素を除く。） 合成燃料（低炭素燃料を除く。）	2025 年 9 月 3 日より前	セクション C の効力発生後 10 年 が経過した日又は 2040 年 12 月 31 日のいずれかの早い方の日
英国	石炭、練炭、豆炭、亜炭、泥炭、コークス、半成コークス		セクション C の効力発生日
英国	ガス、タール、石油、石油ガスその他の ガス状炭化水素、石油コークス、石油ア スファルト、歴青質混合物		セクション C の効力発生後 10 年 が経過した日又は 2040 年 12 月 31 日のいずれかの早い方の日

VI 改正条約下でのエネルギー分野における投資保護

2025 年 9 月 3 日の暫定的適用開始後も、日本と他の締約国との間では現行条約と附属書 NI のセクション A 及びセクション B のみが適用されるため、日本の企業の既存の投資に直ちに大きな影響が生じるわけでは

¹⁰ 保護の対象から除外されるエネルギー原料及びエネルギー産品の定義は複雑ですので、本表は全ての事例を網羅的に記載しているわけではありません。詳細は、附属書の修正及び技術的変更を記録した[第 35 回会合決定 CCDEC202413](#) の附属書 NI 及び附属書 EM/EM I に関する規定をご確認ください。

¹¹ 暫定的適用を行う締約国の間では、「セクション C の効力発生」を「暫定的適用の開始」と読み替えると定められています。

¹² 低炭素水素はいわゆるブルー水素を、再生可能エネルギーを使った水素はいわゆるグリーン水素を指しています。

ありません。それでも、同日以降に行う化石燃料関連投資が保護の対象から外れること、また、日本と他の締約国との間で改正条約の効力が発生すれば、既存の投資の保護の範囲や ISDS 手続が変わることから、今後の投資に際しては、改正条約の各国の批准手続の進捗状況、日本の国会承認の状況や他の投資関連協定による投資保護の可能性など（例えば、英国については、ECT からは脱退したものの、2024 年 12 月 15 日、CPTPP への加入議定書が日本との関係で発効したことから¹³、英国への投資は CPTPP 投資章によって保護され得ることとなります。）を検討しながら進めていくことが望ましいと考えられます。

さらに、上記 III で概観した条項（改正条約 16 条（Right to Regulate））では、新たに締約国の権利を創設するのではなく、既存の権利を再確認するとの規定ぶりが見られます。これのみをもって改正条約の解釈が現行条約に適用されるというわけではありませんが、例えば国家の規制権限は、投資関連協定に明示の規定がなくとも自明の前提として協定解釈の基準となるべきという見方がこれまでの投資仲裁判断でも示されており、このような見方は、現行条約の解釈にも影響を及ぼし得ます。さらに、再確認された国家の規制権限の具体的な内容を導くために、関連する多数国間条約又は慣習国際法に基づく国家の権利義務の内容が考慮される可能性もあり、その場合には、現行条約もそのような多数国間条約又は慣習国際法上の権利義務に照らして解釈されることとなります。環境分野における国際法上の権利義務に関しては、2025 年 7 月 23 日に国際司法裁判所（国連の司法機関である常設裁判所）が気候変動に係る国家の義務に関する勧告的意見¹⁴を発出し、関連条約の解釈だけではなく現時点での慣習国際法上の権利義務に関しても見解を示しています。勧告的意見は投資関連協定の解釈につき触れていませんが、クリーブランド裁判官（米）がその宣言¹⁵において、そのような協定は気候変動に係る国際法上の義務に照らして解釈される必要があると述べているように、現行条約及び改正条約における締約国の権利義務及び投資保護の範囲も、同勧告的意見に照らして解釈される可能性があります。この論点に関しては、今後発行するニューズレターで扱う予定です。

VII 終わりに

本ニューズレターでは、ECT 改正条約が 2025 年 9 月 3 日より一部の締約国の間で暫定的に適用されるのに合わせ、同改正条約の下で気候変動の緩和・適応や持続可能な開発に係る締約国の権利義務が再確認されていること、また、欧州の一部締約国・地域において化石燃料関連投資への保護が排除されていくことを概観しました。上記 II で述べたとおり、日本と他の締約国との間では現行条約が引き続き適用されるため、直ちに日本の企業の既存の投資に大きな影響が生じるわけではありませんが、今後エネルギー分野での投資を行う際には、上記 VI で述べたとおり、ECT 改正条約の保護の範囲内であるか、付与される保護の内容が関連する多数国間条約及び慣習国際法に基づく国家の権利義務に照らしてどう解釈されるか、等を検討しつつ進めていくことが望ましいと考えられます。

¹³ [環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉 | 外務省](#)

¹⁴ *Obligations of States in respect of Climate Change*, Advisory Opinion, 23 July 2025.

¹⁵ *Obligations of States in respect of Climate Change*, Advisory Opinion, 23 July 2025, Declaration of Judge Cleveland. この宣言は、「いずれの裁判官も、多数意見に反対であると否とを問わず、希望するときは、自己の個別意見を判決に付すことができる。自己の理由を述べずに同意または反対を記録することを望む裁判官は、宣言の形式でこれを行うことができる。」と定める国際司法裁判所規則 95 条 2 項の規定に基づき発出されたものです。本勧告的意見には、計 12 の個別意見や宣言が出されています。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com